

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
10	治和町 3-1 町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について	治和町 3-1 町内会 浜田市治和町 会長 牛尾 修二 関係道路利用住民代表 有田 憲二	芦谷 英夫 肥後 孝俊	R6. 5. 22
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				

【請願の趣旨】

1 願意

幹線道路「県道美川周布線」から治和川沿いに谷あいに入っていく市道周布 55 号線、通称「堤ヶ浴道路」（以下本道路と表現）の入り口からの約 83 メートルの区間に対して、拡張整備と適切な歩道の設置を早急に行うことを求める。

本道路は、この住宅地域へ出入りする一本のみの道路[道幅 4m 以内の「二項道路」（みなし道路）]であり、大変狭いうえに歩道もない。そのため、歩行者や自転車・自動車等の通行が常時危険にさらされている状態である。早急に改善整備をお願いしたい。

2 理由

a. 本道路は、谷あいのこの住宅地より幹線道路につながる唯一の道路であり、住宅の増加（現在 44 軒）と宅地の造成で交通量が急増している。（地域外にある会社の駐車場所もあり。）

b. 幅員（特に幹線道路からの侵入口より 83 メートルの距離区間）が大変狭いため、危険性が極めて高い。軽自動車同士さえすれ違えない道幅であり、待機場所さえもなく、歩行者すら立ち止まって自動車をやりすごさなければならない。※幅員 320cm～360cm。現在は本道路と並行して流れる治和川の上流に砂防ダム建設工事を行っており、その関係車両についてのみ、農地に専用の仮設道路を設置し対応している。

c. 住宅急増のため、未就学児、小学生、中学生、自動車免許証を所持していない大人（高齢者・免許返納者等を含む）も増加している。

d. 住宅急増のため、自家用自動車の増加、工事車両の増加、高齢者ドライバー、介護やデイサービス送迎の車、農作業関係車両など、様々な車両の通行が急増している。県道から本道路に入ってくる車（特に営業・介護関係、タクシーなど）は、減速・確認せずに進入してくることが多く、途中で気づき、どちらかがバックしていく場面が多く見られる。

e. 幹線道路からの入り口（三角地帯）に、ごみステーションが設置してあり、朝の通学通勤時には、本道路に出入りする車やごみ捨てのための人、ごみ捨てで停車する車、通学通勤の歩行者で

混雑し、大変危険な状況である。

f. これらの道路状況の中で、多くの事故やトラブル、ケガや車の損傷等が起きている。

g. 幹線道路「県道美川周布線」からの侵入箇所周辺や、工事車専用道路と本道路との合流場所の環境の整備も適切にできておらず、大変危険である。

h. 現在設置している、砂防ダム関係車両専用道路設置期間内での工事着工が必須である。なぜなら、もし本道路の改良工事期間中に一定期間、または時間帯を決めて本道路の通行止めを行うことになると、緊急時における緊急車両の出入り、それに関連する車両の通行ができなくなってしまう。(先日の脱輪事故の時には、復旧までに仮設道路を開放してもらった。)

幹線道路へ出入りをする道が本道路しかないこの地域にとっては、生命に関する重大な問題となる。(現実として緊急車両の出入りは月に3~4回程度あり。)

以上のことから、本請願の提出に至る。

※【参考資料】

- (1) 地図 1
- (2) 地図 2
- (3) 道路写真 1
- (4) 道路写真 2
- (5) 道路写真 3

請 願 文 書 表

受理番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理年月日								
11	学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について	コドモミライいわみ浜田 浜田市長浜町 代表 宮田 麗子	大谷 学 布施 賢司 村武 まゆみ	R6. 5. 30								
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果年月日								
総務文教委員会												
<p>【請願の趣旨】</p> <p>1 願意 学校給食の調理すべてに精製塩ではなく自然塩（天然塩）を使用してほしい</p> <p>2 理由 生物が生きていく上ではミネラルが重要であり特に成長期の子どもたちにとっては大切な栄養素です。自然塩（天然塩）にはカリウム、マグネシウム、カルシウムなどのミネラルが多く含まれているのに対して精製塩は99.5%以上が塩化ナトリウムでできており、不純物を取除く工程によりミネラルはほとんど失われてしまいます。体のしくみにおいて、神経伝達にはミネラルが必須であり、ミネラル摂取の効果として、集中力アップや運動パフォーマンスの向上そして体の成長を助ける役割があると言われていています。自然塩(天然塩)を用いた献立で調理して頂きたいからです。</p> <p>参考文献</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">「発酵遺産」</td> <td>三好基晴（医学博士）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>河名秀郎（自然栽培全国普及会会長）</td> </tr> <tr> <td>「自然療法」</td> <td>東城百合子（自然療法研究家）</td> </tr> <tr> <td>「医者いらずの食」</td> <td>内海聡（医師）</td> </tr> </table>					「発酵遺産」	三好基晴（医学博士）		河名秀郎（自然栽培全国普及会会長）	「自然療法」	東城百合子（自然療法研究家）	「医者いらずの食」	内海聡（医師）
「発酵遺産」	三好基晴（医学博士）											
	河名秀郎（自然栽培全国普及会会長）											
「自然療法」	東城百合子（自然療法研究家）											
「医者いらずの食」	内海聡（医師）											

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
12	訪問介護の基本報酬引き 下げ撤回等と、介護報酬 引き上げの再改定を早急 に行うことを求める意見 書の提出について	島根県自治体労働組合総連合 松江市母衣町 執行委員長 塩治 隆彦 しまね介護福祉ユニオン BONDS 松江市母衣町 執行委員長 石田 忍	牛尾 昭 上野 茂 小川 稔宏	R6. 6. 3
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
福祉環境委員会				

【請願の趣旨】

1 願意

今年度を実施された訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間(あるいは距離)に応じた引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出すること。

2 理由

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。中山間地域においてはサービス対象者が点在して移動時間がかかることから利益率は極めて低い、あるいはマイナスとなっているのが実態です。また、政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

実際に、私たち、しまね自治労連が、今年3月に実施した県内全ての訪問介護事業所への緊急アンケートでは、回答のあった事業所の73%が赤字経営であり、そのうちの87%が、基本報酬引き下げで赤字が拡大するとしています(回答数83事業所/217事業所)。中には、「事業所の閉鎖は時間の問題」との悲痛な声も寄せられています。

また、訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実

行される根拠はなく、そもそも他産業に比べて極めて低い給与の改善には、ほど遠い水準です。国庫負担割合の引き上げによる財源確保で介護報酬を引き上げ、介護人材の確保を図るべきです。

以上の理由から、上記の請願の趣旨のとおり、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくようお願いいたします。